

鯖江市結婚新生活支援フローチャート



このフローチャートを使って
支給対象か、補助額はいくらかをみてみましょう。

START

婚姻日は令和7年1月1日から令和8年3月31日までの間ですか？

【婚姻届受理日】 令和 ____ 年 ____ 月 ____ 日



yes

夫婦の所得の合計額は500万円未満ですか？

夫： _____ 円 + 妻： _____ 円

申請日が4/1～5/31の場合 ⇒ 令和6年度所得証明書で確認
(令和5年中の所得)

申請日が6/1～3/31の場合 ⇒ 令和7年度所得証明書で確認
(令和6年中の所得)

no

その年度、返済した貸与型奨学金額を
夫婦の所得合計金額から控除すると
500万円未満になりますか？

no



yes

婚姻日の年齢の組み合わせによって受けられる支援の種類と金額が変わります。

25歳以下 × 25歳以下	26～29歳 × 25歳以下	26～29歳 × 26～29歳	30代 × 25歳以下	30代 × 26～29歳	30代 × 30代
---------------------	----------------------	-----------------------	-------------------	--------------------	-----------------

U29 夫婦支援事業	40万円	40万円	30万円	40万円	30万円	—
---------------	------	------	------	------	------	---

結婚新生活 支援事業	60万円	60万円	60万円	30万円	30万円	30万円
---------------	------	------	------	------	------	------

いかがでしたか？

フローチャートで対象になった方もご不明な方も
まずは電話か窓口にて事前にご相談ください。

その際、給付金の詳細と必要書類のご説明を
させていただきます。

お気軽にご相談ください。



鯖江市役所 こどもまんなか課 0778-53-2224